

定期検査を受けたみなさまへ

肝炎定期検査費用助成制度のお知らせ

対象者は、年度2回を限度に定期検査費用の一部または全額の助成が受けられます（治療費は対象外です）。

対象者

福井県内に居住する（住民票がある）方で、以下のすべての要件に該当する方

- ・ 住民税非課税世帯に属する方または市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
- ・ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変、肝がん（治療後の経過観察を含む）と診断された方
- ・ 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない方
- ・ フォローアップ事業の参加に同意していただける方



申請の流れ

①ご自身が対象者かどうかを確認します。

・ 非課税世帯または世帯の課税年額が235,000円未満か→市町役場の住民税担当課窓口で確認できます。（身分証明書の提示が必要です。電話での確認はできません。）

・ 慢性肝炎、肝硬変、肝がんにあたるか→主治医にご確認ください。

②申請に必要な書類を準備します。診断書は主治医に記載してもらってください。

③住所地を所管する健康福祉センターに必要な書類を提出します。

※検査費用は口座振込で申請の1～3か月後に支払われます。支払いの通知は行いませんので、記帳などによりご確認ください。

提出するもの

書類の取得に係る費用（診断書料、住民票等の交付手数料等）は助成されません。

- ・ 定期検査費用請求書（様式第3号－4）
 - ・ 医療機関が発行した領収書（検査費用に係るものに限る。）
 - ・ 診療明細書
 - ・ 定期検査費用の助成に係る医師の診断書（様式第4号）
 - ・ 世帯全員の住民票の写し
 - ・ 世帯全員の市町村民税課税年額を証明する書類
 - ・ 市町村民税合算対象者除外希望申請書（様式第5号）
 - ・ 振込先の口座情報がわかるもの（通常は通帳の表紙の裏側）のコピー
- 医療機関で取得
- 市町役場で取得

問合せ先

○福井県健康福祉部保健予防課 感染症対策グループ（TEL：0776-20-0351）

○各健康福祉センター

福井健康福祉センター	0776-36-6810	丹南(武生)健康福祉センター	0778-22-4135
坂井健康福祉センター	0776-73-4858	二州健康福祉センター	0770-22-3747
奥越健康福祉センター	0779-66-2076	若狭健康福祉センター	0770-52-1300
丹南(鯖江)健康福祉センター	0778-51-0034	福井市保健所	0776-33-5184

